

【令和4年度専門医認定試験を受験する予定の日本専門医機構専攻医の方へ】

- ① 日本専門医機構の専門医認定試験指針で、再受験について「研修修了から5年以内の受験が可能」と有効期限が定められました。
つきましては、専攻医マイページで研修修了申請の手続きを進めると、研修修了となり受験資格の有効期限が確定してしまうため、今年度の専門医認定試験の受験資格審査を行う資格認定委員会（4月19日開催予定）で受験資格を認定するまで、専攻医マイページで研修修了申請の手続きを進めないようお願いいたします。
受験資格を認定した方には、5月初旬に受験票を郵送いたしますので、受験票が到着し次第、研修修了申請の手続きを進めてください。
受験資格を認定できない方については、個別にご連絡させていただきます。
なお、今年度の受験予定者で、すでに研修修了申請の手続きを進めている場合は取り下げる必要はございません。

- ② 研修休止の要件（出産や病気等）に当てはまらなくても、学会発表や論文発表、手術件数などの研修到達目標が達成できない場合、統括責任者、日本眼科学会および日本専門医機構の審査と承認を得ることにより研修修了を延長することで、初回の受験年を遅らせることができます。
研修期間外に研修到達目標を達成することは認められていないため、研修到達目標が達成されていない場合は、研修修了申請の手続きは進められません。
研修到達目標が達成できるまで研修施設の情報登録を続け、受験資格審査を行う資格認定委員会で受験資格を認定するまで、研修修了申請の手続きを進めないようお願いいたします。

- ③ 研修修了申請が認められたが、その後、日本専門医機構が定める特定の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児など）のために5年以内の受験が困難な場合は、6年目に申請書を提出し、日本眼科学会および日本専門医機構の審査と承認を得ることにより、有効期限を1年単位で延長することができます。

令和4年度年度 眼科専門医試験を受験する予定の 日本専門医機構専攻医の方へ

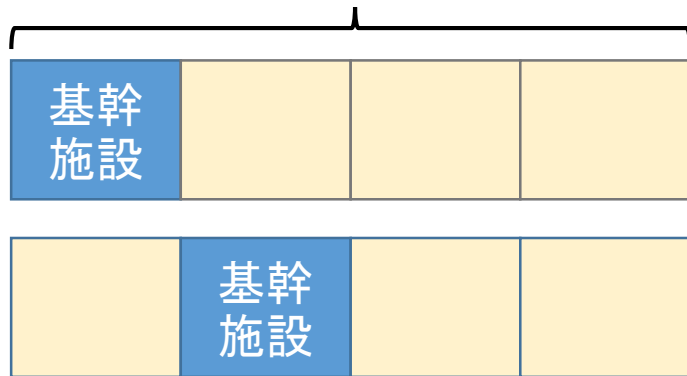
- 受験資格を認定した方には、5月初旬に受験票を郵送いたします。受験票が到着し次第、研修修了申請の手続きを進めてください。

すなわち、受験できることが決まってから研修修了としてください。

- なお、受験資格を認定できない方については、個別にご連絡させていただきます。

日本専門医機構
専攻医

4年間の眼科研修



4年間の眼科研修を終えても
受験しない方、受験資格を満たさない方は、

研修修了 の手続きをしないでください。

令和4年度の試験を受験する予定の方は、

受験資格の審査後、5月に受験票が届いてから
研修修了 の手続きをしてください。

出産・育児等により試験の受験時期を延期される方は、
規定の手続きをしてください。